

全 日 本 空 手 連 盟

形 競 技

審判試験問題

答案用紙は試験官に提出すること。解答は全て答案用紙に記入すること氏名、所属団体、番号、その他必要事項を解答用紙に記入のこと。

試験会場では、その他の用紙又は本を机上に置いてはならない。試験中、他の受験者と話し合ったり、カンニングが発見された場合は、不合格となる。試験の手順等について不明な点がある場合は、試験官に質問すること。

筆記試験及び実技試験の結果は、所属する競技団体に送付される。

2019 年 1 月

形 試 験

セクション1： 正誤問題

全ての状況に当てはまる場合は答案用紙の“正”の欄に、そうでない場合は“誤”の欄に“X”を記入のこと。各問1点。

1. 競技者はプールにより無地の青または赤の帯を着用する。
2. 形試合の時間は、分解も含め6分である。
3. 形試合では、競技者自身が所属する流派で指導された僅かな変化は許される。
4. 形競技では、眼鏡は禁止される。
5. 競技者数が予選のグループ数を決定する。
6. 前試合でメダルを獲得した競技者は、次の試合でシードする。
7. シード権を有する競技者が不参加の場合、シード権は下降しない。
8. 形試合の予選では、競技者数に基づき同人数のグループに分けられる。
9. 各グループの競技者数は、8名を超えてはならない。
10. 競技者数が97名以上の場合、グループ数は2倍の16グループとなる。
11. 審判員は、演武されている道場の形の正確な基本を見なければならない。
12. 形演武を始める位置には、競技場境界線内に小さなX印で記される。
13. 一致性とは、流派の基本形の動きと矛盾がないことを意味する。
14. メダル獲得で良く知られた競技団体に所属する競技者には、特別な配慮をすべきである。
15. 形演武を始める位置は、競技場の2メートル内側、主審に向かう。
16. チームメンバーによる形演武開始及び終了の号令は、外部的な合図とは見なされない。
17. 形競技では、マットは全て同色でなければならない。
18. 審判員は演武されている形（競技者の所属する流派の形）の正確な基本を見なければならない。
19. グループの試合毎に審判団を変えても良い。
20. 形と分解の演武時間は、合わせて5分である。
21. 形試合では、空手着の袖をまくってはならない。
22. 記録席に形名を告げるのは、コーチ又は競技者の責任である。
23. 各審判団の人数は、どの試合においても5名に減らすことができる。
24. 引き分けの際にのみ演武された形は、繰り返し演武することができる。
25. 空手着のズボンは、すねの半分を覆うくらいであれば少々短くてもよい。

26. 形と分解の合計の演武時間は、5分間である。
27. 形と分解の合計の演武時間は、7分間である。
28. 記録席係には、時計係、得点係、呼び出し係が含まれる。
29. 技術面と競技面の得点は、別々に与えられる。
30. 形試合の審判は、競技者と同じ所属団体であってはならない。
31. リボン及びその他のヘアアクセサリーの使用は組手試合では禁止されているが、形試合では許される。
32. 団体形のメダル獲得に係わる試合では、分解を演武する。
33. 各試合における3名又は5名の審判団は、コート主任によって指名される。
34. WKF世界ランキング又はオリンピックスタンディングと無関係の大会では、審判団の数を5名に減らすことができる。
35. 各試合における5名の審判団は、正・副審判長によって指名される。
36. 合計点の50%が技術面、50%が競技面に割り当てられる。
37. 女子競技者は空手着の下に白無地のTシャツを着用しなければならない。
38. 女子競技者は空手着の下に白無地のTシャツを着用してもよい。
39. ズボンの長さは、少なくとも脛の3分の2を覆い、踝までであってはならない。
40. 無認可の服装及び用品の着用は禁止される。
41. 目立たないゴムバンド又はポニーテールを結ぶ物の使用は、形試合では許される。
42. 競技場は、連続した形の演武ができるよう十分な広さでなければならない。
43. 組手競技で使用されるマットは、形試合には適していない。
44. 形演武の際、空手着の上着を脱いでもよい。
45. 聞こえる合図は、一時的なバランスの崩れと同等の罰則に値する。
46. 競技者の所属する流派で指導された変化は、許可されない。
47. 各試合前に、演武する形を記録席に知らせなければならない。
48. 分解演武終了後、礼をしなかったチームは違反となる。
49. 必要とされる形の数は、登録した個人選手数、又はチーム数によって異なる。
50. 引き分けの場合、新たに形を演武しなければならない。
51. 審判は2つの主な評価基準に基づき、選手又はチームの演武を評価する。
52. 2つの主な評価基準とは、技術面と競技面の演武である。
53. 分解の際の技術のコントロール不足による負傷は、減点要素と見なされる。
54. 3つの主な評価基準とは、一致性、正確な呼吸法、技術の難易度である。
55. 3つの主な評価基準とは、力強さ、スピード、タイミングである。
56. 3つの主な評価基準とは、同時性、立ち方、タイミングである。
57. スピードとバランスは、競技面の一部である。
58. 力強さは、競技面の一部である。
59. 正確な呼吸法、技、流れるような動きは、技術面の一部である。

60. 形の難易度、及び立ち方は、技術面の一部である。
61. 力強さ、スピード、バランス、リズムは、競技面の一部である。
62. 分解演武では、流れるような動き、及びコントロールは技術面の一部である。
63. 分解演武では、バランス、タイミング、スピードは競技面の一部である。
64. 分解演武では、力強さ、タイミング、立ち方は競技面の一部である。
65. 分解には形同様の重要性が置かれる。
66. 演武開始前の過大な礼は、減点要素と見なされる。
67. 分解演武の際、技のコントロール不足により負傷を来した場合、違反となる。
68. 演武を評価するうえで、主な評価基準2つとも同等に重要視しなければならない。
69. 異なる形を演武した場合、又は異なる形を告げた場合、違反となる。
70. 足をならしたり、胸や腕又は空手着を叩いたりすることは、審判団が判定を下す際に考慮すべき点である。
71. 演武中、数秒間の明らかなとぎれ、又は停止は、違反とはならない。
72. 分解演武は、形演武ほど重要視されない。
73. 審判妨害は違反につながる。
74. 如何なる人物（他のチームメンバーを含む）からの聞こえるような合図は減点要素となる。
75. 形演武中に帯が落ちた場合、違反となる。
76. 主審の指示に背いたり品行が悪い場合、減点要素となる。
77. 主審の指示に背いたり品行が悪い場合、違反となる。
78. 形及び分解の制限時間6分を超過した場合、減点要素となる。
79. 団体形競技では、チーム3名全員が主審の方に向けて演武を開始し、終了しなければならない。
80. 形演武は格闘技の点から現実的でなければならず、技の集中力、力強さ、潜在効果を示す必要がある。
81. 分解演武中、技のコントロール不足により負傷を来した場合、減点要素とは見なされない。
82. 少々のバランスの崩れは、形演武を評価するうえで問題とはならない。
83. 形及び分解時間の制限時間5分を超過した場合、違反となる。
84. 形演武では力強さ、バランス、スピードを演武しなければならない。
85. 少しバランスを崩した場合、形演武を評価するうえで考慮しなければならない。
86. 体の移動が終わる前に技を出すなどの非同時性の動きは、減点要素と見なされる。
87. 無闇に息を吐くことは、審判団が決定する際考慮される。
88. 団体戦における動きの不一致は、減点要素とは見なされない。
89. 不正確な動き又は不十分な作法は、減点要素と見なされる。

90. 時間の浪費（行進を長引かせた場合も含む）、過度の礼、または演武開始までに時間を取り過ぎた場合、減点要素と見なされる。
91. 足をならしたり、胸や腕又は空手着を叩く等は、聞こえる合図である。
92. 聞こえる合図は、減点要素とは見なされない。
93. 無闇に息を吐くことは、聞こえる合図ではない。
94. 不十分なブロック又は攻撃部位への不十分な突きは、減点要素と見なされる。
95. 分解演武中、技のコントロール不足により負傷を来すことは許される。
96. チームメンバーは、同時性の他にあらゆる面を演武しなければならない。
97. 演武開始及び終了の号令は、審判団が判定を下す際に考慮すべき点である。
98. 記録席に申告した形がその試合に適切な形であるかどうかを確認するのは、競技団体の会長の責任である。
99. 分解演武において、倒れた競技者は片膝を立てるか立ち上がらなければならない。
100. 形競技において、引き分けは起こり得る。
101. 引き分けを解決する際、競技者の本戦での得点は、記録されない。
102. 1試合（1ラウンド）とは、1グループの全試合を意味する。
103. 競技者は演武終了後、結果が出るのをコート内で待つ。
104. 各グループの演武終了後、2名のみが次の試合に進む。
105. 競技者は、認定形リストの中からどの形を選んでもよい。
106. 演武開始時及び終了時に礼をしなかったチームは、違反となる。
107. 伝統的な武器、補助具の使用または衣装の着用は許される。
108. 個人形演武は、演武開始の礼から演武終了時の礼までが評価対象となる。
109. 演武中に帯が緩み臀部まで下がった場合、減点要素となる。
110. 演武中に帯が緩み臀部まで下がった場合、違反となる。
111. 競技者が違反となった場合の得点は 0. 0 で表示される。
112. 技術面には8つの評価基準がある。
113. 分解演武において、頸部への蟹鉗技は禁止されているが、胴部への蟹鉗技は許される。
114. 2グループのトップ3の競技者のみがメダルに係る試合に進むことができる。
115. 分解演武において、頸部への蟹鉗技は禁止されていない。
116. 競技者は正面に礼、お互いに礼の後、競技場から出る。
117. 審判団が形演武を評価する際、聞こえる合図は非常に深刻な減点要素とみなす必要がある。
118. 全予選試合終了後、コート主任は、正・副審判長、及び事務長にコートから8名を記載したリストを提出しなければならない。
119. 一致性とは競技面の評価基準の1つである。
120. 一致性とは、技術面の評価基準の1つである。